

板橋区特別支援教育就学奨励費支給要綱

(平成 23 年 9 月 5 日教育長決定)

(平成 24 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 27 年 9 月 1 日一部改正)

(平成 29 年 4 月 1 日一部改正)

(令和 3 年 9 月 1 日一部改正)

(令和 5 年 4 月 1 日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区に住所を有し、小学校又は中学校の特別支援学級に在籍又は通級している児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者の経済的負担を軽減し、もって特別支援教育の推進に資するため、特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 就学奨励を支給する対象者は、次に掲げる児童等の保護者とする。

(1) 特別支援学級に在籍する児童等又は通常の学級に在籍し、学校教育法施行令第 22 条の 3 に掲げる障がいの程度の障がい等を有する児童等。

(2) 小・中学校の通級学級に定期的に通級し特別の指導を受けている児童等

(支給基準費目及び内容)

第3条 就学奨励の支給基準費目及び内容は、次のとおりとする。

(1) 学校給食費

学校給食に要する経費

(2) 修学旅行費

児童等が修学旅行（小学校又は中学校を通じてそれぞれ 1 回に限る）に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担することとなる経費（記念写真代、医薬品代及び旅行損害保険料等）

(3) 入学準備金（新入学児童・生徒学用品費等）

新入学の児童等が通常必要とする学用品、通学用品の購入費

(4) 学用品等購入費

①学用品購入費

児童等が通常必要とする学用品（ノート、筆記用具等）の購入費

②通学用品購入費

児童等が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨傘、雨靴、上履き、帽子等）の購入費

(5) 校外活動等参加費（宿泊を伴うものを除く。）

児童等が学校行事として校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学料

(6) 校外活動等参加費（宿泊を伴うもの。）

生徒が学校行事として校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学料

(7) 通学費

児童等が、最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費及び通級学級（情緒、聴覚・言語等）に通級する場合の交通費

(8) 交流及び共同学習交通費

学校教育の一環としての幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の児童等とともに集団活動を行う交流及び共同学習（運動会、音楽会等）に参加する場合に必要な交通費

(9) 職場実習交通費

学校の教育計画に基づき、生徒が教師の指導のもとに学校以外の事業所等において、職場教育のための現場（職場）実習に参加する場合の交通費

(10) オンライン学習通信費

児童生徒が区から配付された端末を家庭でオンライン学習に使用するための通信に係る経費

- 2 前項第3号の入学準備金は、当該児童等が原則として当該年度の当初から就学奨励の認定を受けた者に支給する。
- 3 年度の途中で認定となった児童等に支給する就学奨励のうち、第1項第1号、第4号、第7号及び第10号に係るものについては、月割計算等により支給額を算定する。

(支給額)

第4条 就学奨励費の支給額は、毎年度国が定める特別支援教育就学奨励費補助金補助単価（配分限度額）に準じるものとし、予算に定める範囲内の額とする。

(支給区分)

第5条 就学奨励の支給区分は、次表に掲げる経費とする。この場合において収入額とは、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第1項の規定により文部科学大臣が定める算定方法により算定した保護者の属する世帯の収入額を、需要額とは生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により算定した保護者の属する世帯の需要額をいう。

対象者 収入額	(ア) 第2条第1項第1号に規定する対象者	(イ) 第2条第1項第2号に規定する対象者
①収入額が需要額の1.5倍未満の世帯	第3条第1項各号に掲げる経費	第3条第1項第7号に掲げる経費
②収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満の世帯	第3条第1項第1号から第9号までに掲げる経費	
③収入額が需要額の2.5倍以上の世帯	第3条第1項第7号に掲げる経費並びに第3条第1項第8号及び第9号に掲げる経費の1/2の額	第3条第1項第7号に掲げる経費の1/2の額
④板橋区就学援助費支給要綱（昭和59年4月1日教育長決定）の規定による援助費の支給を受けている世帯又は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条の規定による生活扶助若しくは同法第13条の規定による教育扶助を受けている世帯	第3条第1項第8号及び9号に掲げる経費	

(支給申込み)

第6条 就学奨励の支給を受けようとする者は、特別支援教育就学奨励費受給申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、校長を経由して教育委員会に提出するものとする。ただし、教育委員会が認めた者についてはこれを省略することができる。

- 2 板橋区以外の小・中学校の特別支援学級に在籍している児童等（以下「区域外就学」という。）の保護者は、学務課に直接申込みをするものとする。

- 3 前項の申請書には、児童又は生徒と生計を一にする世帯全員の前年の所得額が算定できる資料を添付しなければならない。ただし、他の方法により所得額を確認できる者については、これを省略することができる。

(支給認定)

第7条 教育委員会は、前条の規定により提出された申請書に基づき、その内容を審査のうえ、申込者が第2条に規定する就学奨励の支給対象者に該当するかどうかの認定を行い、その結果を学校長を経由して申込者に通知するものとする。ただし、区域外就学の保護者については、直接通知するものとする。

- 2 前項の認定は、教育委員会が指定する期日までに行われた申込みにあっては、当該年度の4月1日に認定したものとする。ただし、年度途中の申込みにあっては、原則として申込み日が属する月をもって認定したものとする。

- 3 前条の就学奨励の申込み後、他の市区町村へ転出した者にかかる認定については、転出した日の属する月までの分について行うものとする。

- 4 添付書類等の不備により、当該申込者に係わる書類の審査及び必要な調査を行うことができない場合は、教育委員会は、申込者に対して、書類提出その他必要な手続きを指示し、これに従わない場合は申込みを辞退したとみなすことができる。

(支給方法等)

第8条 就学奨励費の支給は、認定を受けた者(以下「受給者」という。)の委任を受けた学校長からの請求に基づき支給するものとする。

- 2 支給方法は、受給者の指定する金融機関の預金口座又は学校長口座(就学援助口座)に振り込むものとする。

(変更届)

第9条 就学奨励の受給者は、申請書の内容等に変更が生じたときは、学校長を経由して遅滞なくその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(学校長の責務)

第10条 学校長は、就学奨励事務の取扱いについては、個人情報の保護等に十分配慮するとともに、関係者相互の連絡を密にし、当該制度の円滑な実施に努めなければならない。

- 2 学校長は、当該学校に就学する児童又は生徒及びその保護者の状況を常に把握し、状況に変化があるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(認定の取消)

第11条 教育委員会は、受給者が偽りその他不正な手段により就学奨励費の支給を受けたとき、または就学奨励を必要としなくなったときは、その認定を取り消すものとする。

(返還)

第12条 教育委員会は、受給者が就学奨励の支給を受けた後、前条の規定により認定を取り消したときは、既に支給した就学奨励費の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は学務課長が定める。

附 則

この要綱は、平成 23年 9月 1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 27年 9月 1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和 3年 9月 1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和 5年 4月 1日から施行する。